

放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業費補助金 交付要綱

(通則)

第1条 県の交付する放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業費補助金については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほかこの要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所（以下「保育所等など」という。）の施設整備に併せた、放課後児童クラブの一体的な整備を促進することにより、保育所等などの経営の安定化及び放課後児童対策の推進・充実に資することを交付の目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「保育所等」、「保育所機能部分」、「小規模保育事業所」、「放課後児童クラブ」とは、次の表に定める施設又は建物をいう。

区 分	定 義
保 育 所 等	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。）・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けられることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分・認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）において、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設としての保育を実施する部分・平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園・平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場

	合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分
保育所機能部分	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法第3条第1項及び第3項に基づく認定を受けることができる幼稚園において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分（当該施設の定員が20人以上の場合に限る。） ・平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼稚園型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分
小規模保育事業所	・児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う事業所
放課後児童クラブ	・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための建物

（交付の対象・要件）

第4条 この補助金は、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人及び市町村が認めた者（以下「社会福祉法人等」という。）が行う保育所等などの施設整備であって、平成30年5月8日厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知「保育所等整備交付金の交付について」の別紙「保育所等整備交付金交付要綱」（以下「保育所等整備要綱」という。）に基づく交付金を財源の一部とした市町村の補助事業の交付決定を受けた事業を交付の対象とし、事業の実施に併せて放課後児童クラブを一体的に整備することを交付の要件とする。

2 前項の放課後児童クラブの整備については、新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために建物を整備（改築、増築、改修等を含む。以下本項において同じ。）する場合に限る。また、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第9条第2項に規定する専用区画に関する基準（おおむね1.65平方メートル以上）を満たしていることを要する（ただし、市町村が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものを除く。）。

- 3 第1項の保育所等などと放課後児童クラブ（以下「両施設」という。）とは、同一建物内又は併設（同一敷地内での整備を原則）により整備されることを要する。なお、同一敷地外での整備であっても、両施設を利用する保護者の送迎上の利便性や、利用者数等に応じた両施設間での機動的な人員配置の調整など、運営の一体性が損なわれない範囲における近接した整備については、対象とすることができる。

（補助金の対象経費）

第5条 この補助金は、社会福祉法人等が保育所等などの施設整備に関して支出する経費のうち、次に掲げるものを対象とする。

- （1）保育所等整備要綱別表1-1から1-8の第4欄に定める対象経費であって、同要綱8又は9の規定により算出された交付基礎額を同要綱別表1-9に定める国の負担割合で除して得た額を超過する経費
- （2）保育所等整備要綱の対象外経費のうち以下に掲げるもの
 - ①駐車場、門、囲障、構内通路等の外構工事に係る経費
 - ②照明設備、空調設備、クローゼット等の設備の整備に要する経費
 - ③備品類の購入に係る経費
 - ④園庭に整備する大型遊具に係る経費
 - ⑤その他知事が適当と認める経費（保育所等整備要綱7第1号から第3号に掲げる経費を除く）

（交付額の算定方法）

第6条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- （1）保育所等整備要綱8又は9の規定により算出された交付額を同要綱別表1-9に定める国の負担割合で除して得た額に、同表に定める事業者の負担割合を乗じて得た額の2分の1の額を算出する。
- （2）第5条に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額を選定する。
- （3）（1）、（2）を比較していずれか少ない方の額を交付額とする。

（補助金の対象期間）

第7条 この補助金は、令和4年度から令和6年度までに実施する事業を対象とする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、規則第 13 条第 2 項の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第 5 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、この補助金の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (5) 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第 13 条第 2 項の規定により、知事が別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しておかななければならない。

- (6) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (7) 平成 30 年 3 月 26 日付け地福第 1473 号島根県健康福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備に関する入札契約事務取扱要領」によること。
- (8) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど

市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(9) 知事が認めたものを除き、事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(10) 島根県暴力団排除条例（平成 22 年島根県条例第 49 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（申請手続）

第 9 条 補助事業者は、放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

（決定内容の変更等の承認申請）

第 10 条 補助事業者は、規則第 9 条第 1 項の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業変更等承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

（変更申請手続）

第 11 条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、前条に定める申請手続に従い、知事が別に定める日までに行うものとする。

（補助金の概算払）

第 12 条 知事は、必要があると認める場合においては、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、事業実績報告書（様式第 4 号）に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）又は事業実施年度 3 月 31 日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第15条 特別の事情により、この要綱に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

島根県知事 様

補助事業者名

令和 年度放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業費補助金
の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|---------|---------|---|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 整備計画等概要 | 別紙1のとおり | |
| 3 | 申請額算出内訳 | 別紙2のとおり | |

（添付書類）

- (1) 保育所等整備交付金を財源の一部とした市町村の補助事業の交付決定書（写し）
- (2) 配置図・平面図（保育所等などと放課後児童クラブとの併設等が確認できる資料）
- (3) 見積書等（本事業による施設整備の内容及び金額が確認できる資料）
- (4) その他参考となる資料

<本件の連絡先>

担当者名：

電話番号：

別紙1 (様式第1号関係)

放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業 計画書

補助事業者名： _____

①整備計画等の概要 (保育所等など)

(単位：千円)

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の支出予定額	補助金申請額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
合計								

<本事業による施設整備の内容>

(単位：千円)

整備内容	整備目的	金額
合計		

※(注) 合計は、上表の「対象経費の支出予定額」の合計と一致すること。

※(注) 整備内容ごとに見積書等を添付すること。

②整備計画等の概要 (放課後児童クラブ)

(単位：千円)

施設名	設置主体	所在地	整備区分	市町村の補助事業	一体的整備の形態	年次計画	抵当権設定の有無
							有・無
							有・無
合計							

※(注) 市町村の補助事業が「無し」の場合は、別紙3に放課後児童クラブの整備内容(計画)を記入して添付すること。

別紙1（様式第1号関係） 記入要領

<①整備計画等の概要（保育所等など）>

整備予定の保育所、認定こども園等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の支出予定額」・「補助金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「施設種別」：整備後の施設種別（保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別）を記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等・民老・防音壁整備
防犯対策強化整備のための門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合は「外構」、
非常通報装置等の設置の場合は「非常通報装置等」の別を記入すること。

※「補助金申請額」：「補助金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%～
(元号) 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について、○を付すこと。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

<②整備計画等の概要（放課後児童クラブ）>

整備予定の放課後児童クラブについて「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「市町村の補助事業」・「一体的整備の形態」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「整備区分」：新築、改築、増築、改修等の別を記入すること。

※「市町村の補助事業」：平成27年7月13日府子本第202号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に基づく交付金を財源の一部とした市町村の補助事業の交付決定を受けた事業については「有り」を、それ以外は「無し」を記入すること。

※「一体的整備の形態」：保育所等などと放課後児童クラブとを同一建物内に整備する場合には「同一建物内」を、同一敷地内など併設で整備する場合には「併設」を記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%～
(元号) 年度●●%」と記入すること。

放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業費補助金 申請額内訳

補助事業者名：

施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額等 B 円	差引額 C (=A-B) 円	対象経費の支出予定額 D (≦A) 円	選定額 E 円	交付基礎額の算定					補助金基本額 K 円	補助金所要額 L 円
						保育所等整備交付金の国の交付額 F 円	保育所等整備交付金の国の負担割合 G	保育所等整備交付金事業者の負担割合 H	交付率 I	算定額合計 J (=F/G×H×I) 円		
			0		0				1/2	0	0	
			0		0				1/2	0	0	
			0		0				1/2	0	0	
			0		0				1/2	0	0	
			0		0				1/2	0	0	
合計	0	0	0	0	0	0			1/2	0	0	0

- (1) A欄、B欄、D欄には、複数年事業の場合であっても事業全体の額を記入すること。
- (2) E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。
- (3) F欄、G欄、H欄には、保育所等整備交付金を財源とした市町村の補助事業の交付決定を受けた事業における「国の交付額」、「国の負担割合」、「事業者の負担割合」を記入すること。
なお、不明な場合には、県に確認のうえ記入すること。
- (4) J欄には、F欄の額をG欄の負担割合で除した額に、H欄の負担割合及びI欄の交付率（1/2）を乗じて得た額を記入すること。（千円未満切り捨て）
- (5) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。（千円未満切り捨て）
- (6) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。

放課後児童クラブの整備内容(計画)

1 施設概要

(1) 施設の名称

(2) 所在地

(3) 利用定員 _____ 人

(4) 開所時間

ア 平日 (: ~ :)

イ 土曜日 開所あり (: ~ :) 開所なし

ウ 日曜日、祝日 開所あり (: ~ :) 開所なし

エ 長期休業期間 開所あり (: ~ :) 開所なし

(注) 延長時間を含めて記入すること。該当する□にチェックすること。

2 整備計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 _____ m²

イ 敷地の所有関係 _____ (自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

ウ 整備の区分 _____ (新築、改築、増築、改修等の別)

エ 建物の面積 建設面積 _____ m²、延べ床面積 _____ m²

オ 建物の構造 (_____ 造)

(注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備する放課後児童クラブの事業費内訳

ア 総事業費 _____ 0 円

(内訳)

イ 工事費 _____ 円 (1 m²当たり #DIV/0! 円)

ウ 工事事務費 _____ 円

エ (小計) _____ 0 円

オ その他工事費 _____ 円

カ 解体撤去・仮施設整備費 _____ 円

キ 特殊附帯工事費 _____ 円

(3) 施工計画

ア 直営・請負の別 _____

イ 契約年月日 _____

ウ 着工年月日 _____

エ 完成年月日 _____

オ 事業開始年月日 _____

(4) 抵当権の有無 _____

(5) その他参考事項

令和 年 月 日

島根県知事 様

補助事業者名

事業変更等承認申請書

令和 年 月 日<発番>により交付決定のあった令和 年度放課後児童クラブ・
保育所一体的整備促進事業費補助金について、下記の理由により事業を変更・中止・廃
止したいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更・中止・廃止の理由
- 2 整備計画等概要 別紙1のとおり
(様式第1号別紙1の様式を準用すること。)
- 3 申請額算出内訳 別紙2のとおり
(様式第1号別紙2の様式を準用すること。)

(添付資料)

その他参考となる資料

令和 年 月 日

島根県知事 様

補助事業者名

概算払請求書

令和 年 月 日<発番>により交付決定のあった令和 年度放課後児童クラブ・
保育所一体的整備促進事業費補助金について、下記のとおり概算払されるよう関係書類
を添えて請求します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | |
| 2 | 工事出来高 | % |
| 3 | 交付決定額 | 円 |
| 4 | 今回請求額 | 円 |

令和 年 月 日

島根県知事 様

補助事業者名

令和 年度放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業費補助金
の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | | | |
|---|---------|---------|---|
| 1 | 精 算 額 | 金 | 円 |
| 2 | 事業実績報告書 | 別紙1のとおり | |
| 3 | 精算額算出内訳 | 別紙2のとおり | |

（添付書類）

- (1)配置図・平面図（保育所等などと放課後児童クラブとの併設等が確認できる資料）
※交付申請書に添付したものと同一の場合は省略可
- (2)契約書、支払領収書の写し
（本事業による施設整備の内容及び支払金額が確認できる資料）
- (3)主要部分の写真
- (4)検査調書（又はそれに代わるもの）の写し
- (5)その他参考となる資料

<本件の連絡先>

担当者名：

電話番号：

別紙1 (様式第4号関係)

放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業 実績報告書

補助事業者名： _____

①整備計画等の実績 (保育所等など) (単位：千円)

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額	補助金精算額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
合計								

※ (注) 抵当権の設定を証明できる書類 (登記簿の写し等) を添付すること。

<本事業による施設整備の内容> (単位：千円)

整備内容	整備目的	金額
合計		

※ (注) 合計は、上表の「対象経費の実支出額」の合計と一致すること。

※ (注) 整備内容ごとに契約書、支払領収書の写しを添付すること。

②整備計画等の実績 (放課後児童クラブ) (単位：千円)

施設名	設置主体	所在地	整備区分	市町村の補助事業	一体的整備の形態	年次計画	抵当権設定の有無
							有・無
							有・無
合計							

※ (注) 市町村の補助事業が「無し」の場合は、別紙3に放課後児童クラブの整備内容 (実績) を記入して添付すること。

別紙1（様式第4号関係） 記入要領

<①整備計画等の実績（保育所等など）>

整備予定の保育所、認定こども園等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出額」・「補助金精算額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「施設種別」：整備後の施設種別（保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別）を記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等・民老・防音壁整備
防犯対策強化整備のための門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合は「外構」、
非常通報装置等の設置の場合は「非常通報装置等」の別を記入すること。

※「補助金精算額」：「補助金精算額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%～
(元号) 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について、○を付すこと。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

<②整備計画等の実績（放課後児童クラブ）>

整備予定の放課後児童クラブについて「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「市町村の補助事業」・「一体的整備の形態」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「整備区分」：新築、改築、増築、改修等の別を記入すること。

※「市町村の補助事業」：平成27年7月13日府子本第202号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に基づく交付金を財源の一部とした市町村の補助事業の交付決定を受けた事業については「有り」を、それ以外は「無し」を記入すること。

※「一体的整備の形態」：保育所等などと放課後児童クラブとを同一建物内に整備する場合には「同一建物内」を、同一敷地内など併設で整備する場合には「併設」を記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%～
(元号) 年度●●%」と記入すること。

放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業費補助金 精算額内訳

補助事業者名：

施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額等 B 円	差引額 C (=A-B) 円	対象経費の 実支出額 D (≦A) 円	選定額 E 円	交付基礎額の算定					補助金基本額 K 円	補助金所要額 L 円	補助金 交付決定額 M 円	補助金 受入済額 N 円	差引 過△不足額 O (=N-L) 円
						保育所等 整備交付金 国の交付額 F 円	保育所等 整備交付金 国の負担割合 G	保育所等 整備交付金 事業者の負担割合 H	交付率 I	算定額合計 J (=F/G×H×I) 円					
			0		0				1/2	0	0				0
			0		0				1/2	0	0				0
			0		0				1/2	0	0				0
			0		0				1/2	0	0				0
合計	0	0	0	0	0	0			1/2	0	0	0	0	0	0

(1) A欄、B欄、D欄には、複数年事業の場合であっても事業全体の額を記入すること。

(2) E欄には、G欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。

(3) F欄、G欄、H欄には、保育所等整備交付金を財源とした市町村の補助事業の交付決定を受けた事業における「国の交付額」、「国の負担割合」、「事業者の負担割合」を記入すること。

なお、不明な場合には、県に確認のうえ記入すること。

(4) J欄には、F欄の額をG欄の負担割合で除した額に、H欄の負担割合及びI欄の交付率(1/2)を乗じて得た額を記入すること。(千円未満切り捨て)

(5) K欄は、E欄の額とJ欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。(千円未満切り捨て)

(6) L欄は、K欄の額に当年度の進捗率を乗じた額を記入すること。

放課後児童クラブの整備内容(実績)

1 施設概要

(1) 施設の名称

(2) 所在地

(3) 利用定員 _____ 人

(4) 開所時間

ア 平日 (: ~ :)

イ 土曜日 開所あり (: ~ :) 開所なし

ウ 日曜日、祝日 開所あり (: ~ :) 開所なし

エ 長期休業期間 開所あり (: ~ :) 開所なし

(注) 延長時間を含めて記入すること。該当する□にチェックすること。

2 整備実績

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 _____ m²

イ 敷地の所有関係 _____ (自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

ウ 整備の区分 _____ (新築、改築、増築、改修等の別)

エ 建物の面積 建設面積 _____ m²、延べ床面積 _____ m²

オ 建物の構造 (_____ 造)

(注) 1 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(1, 2とも交付申請書に添付したものと同一の場合は省略可。)

(2) 整備する放課後児童クラブの事業費内訳

ア 総事業費 _____ 0 円

(内訳)

イ 工事費 _____ 円 (1 m²当たり #DIV/0! 円)

ウ 工事事務費 _____ 円

エ (小計) _____ 0 円

オ その他工事費 _____ 円

カ 解体撤去・仮設施設整備費 _____ 円

キ 特殊附帯工事費 _____ 円

(3) 施工実績

ア 直営・請負の別 _____

イ 契約年月日 _____

ウ 着工年月日 _____

エ 完成年月日 _____

オ 事業開始年月日 _____

(4) 抵当権の有無 _____

(5) その他参考事項

令和 年 月 日

島根県知事 様

補助事業者名

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日<発番>により交付決定のあった令和 年度放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業費補助金について、放課後児童クラブ・保育所一体的整備促進事業費補助金交付要綱第8条（4）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第11条に基づく額の確定額
又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要県補助金等返還相当額） | 金 | 円 |

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）